

仕 様 書

1 件 名 青森県観光物産館 警備等業務委託

2 委託場所 青森県青森市安方一丁目1番40号 青森県観光物産館

3 委託期間 令和6年4月1日 から 令和8年3月31日

4 一般事項

- (1) 受注者は、当業務の一部、又は全部を第三者に委託してはならない。但し、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) 受注者は、当仕様書に記載されていない事項であっても、当業務遂行上必要と認められる事項及び作業は、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (3) 受注者は、当業務遂行のため責任者及び経験者を別に定める時間、常駐させなければならない。
- (4) 受注者は、当業務に従事する者の名簿（経歴等を含む）を発注者に提出しなければならない。又、異動が生じた場合も同様とする。
- (5) 受注者は、青森県観光物産館の品位を傷つけるような者を当業務に従事させてはならない。
- (6) 受注者は、当業務に従事する者に予め発注者の承認を得た、警備服及び装備等を着用させなければならない。
- (7) 受注者は、当業務に従事する者にあらかじめ発注者の承認を得た作業服等を着用させなければならない。
- (8) 14階飲食店の営業終了時間の短縮及び休業日の増加があった場合で、発注者から2ヶ月前の同日までに受注者に対して申し出があった場合には、予め、その時間帯の人員は、配置せず、月額委託料金についても短縮に伴う減少分を差し引いて、請求しなければならない。
- (9) 当仕様書の記載内容に疑義のある場合は、発注者、受注者双方で協議して定めるものとする。

5 使用機器及び装備類

- (1) 受注者は、当業務遂行のために使用する機器及び装備類は品質良好な物で、予め発注者の承認を得た物を使用しなければならない。
- (2) 当業務遂行のために使用する機器及び装備類は次のような負担区分とする。
 - ①発注者負担
 - ・警戒及び規制のために使用するロープや表示板類
 - ・当業務遂行のために必要な光熱水費
 - ②受注者負担
 - ・当業務を遂行するために必要な機器類
 - ・当業務を遂行するために必要な装備類
 - ・事務用品や日誌等の報告書類
 - ・警備服などの被服類
 - ・当業務に従事する者の教育、訓練費
 - ③負担区分が不明確なものについては、その都度、発注者・受注者双方で協議のうえ決定するものとする。

6 工 程

- (1) 受注者は、当業務を当仕様書及び関係各法令等に基づいて遂行しなければならない。
- (2) 受注者は、月間目標について前月の25日までに発注者に提出し承認を得なければならない。
- (3) 受注者は、管理日誌を作成し、翌朝発注者に提出すること。尚、管理日誌は予め発注者の承認を得た物を使用しなければならない。

7 損 害

- (1) 受注者は、当業務を遂行するにあたり建物・設備・備品・展示物及び第三者に損害を及ぼした時は、発注者の責任に帰する理由による場合のほか、その賠償の責任を負わなければならない。
- (2) 受注者は、当業務を遂行するにあたり、建物・設備・備品及び展示物等に破損又は異状を発見した時は、直ちに発注者に報告すると共に管理日誌に記載し発注者に提出しなければならない。

8 委託内容

(1) 館内警備

- ・ 館内巡回
- ・ 盗難の予防及び発見、通報
- ・ 火災の予防及び発見、通報
- ・ 不審者、潜伏者の発見・通報及びこれらに対する処置
- ・ 扉、窓、シャッター等の施錠、開錠、及び点検確認
- ・ ガス元栓、水道蛇口等の閉止、停止確認
- ・ 来館者の案内、整理、及び誘導
- ・ 遺失物の管理、報告及びこれらに対する処置

(2) 館外警備

- ・ 館外巡回
- ・ 盗難の予防及び発見、通報
- ・ 火災の予防及び発見、通報
- ・ 不審者、潜伏者の発見・通報及びこれらに対する処置
- ・ 来館者の案内、整理、及び誘導
- ・ 冬期間の歩行者通路等安全確保のための除雪作業
- ・ 来館者の案内・整理及び誘導
- ・ 一般有料駐車場及び月極駐車場の監視、駐車場精算機管理等

(3) 防災センター

- ・ 防災監視盤の監視
- ・ 防災監視盤の警報発報時の対応
- ・ 非常時の館内誘導放送の実施
- ・ 防犯カメラによる館内監視
- ・ 来館者の案内、整理及び誘導

(4) 緊急事態発生時の処理

- ・ 各種気象警報発令時の館内外巡回強化
- ・ 警察、消防等関係各機関への通報連絡
- ・ 犯人逮捕協力
- ・ 火災の消火及び消火活動協力
- ・ 負傷者及び傷病者の救護
- ・ 来館者等の非難誘導

- ・現場保存及び群衆の整理、誘導
- ・その他、警察、消防等関係各機関及び発注者の指示事項

9 従事者の資格

- ・業務責任者は10年以上の経験者、または有資格者（施設警備、雑踏誘導警備、交通誘導警備資格者のいずれか）を常駐させること。
- ・当業務を円滑に遂行するために十分な教育を受けた者。
- ・自衛消防業務講習修了者を1名以上常駐させ、自衛消防隊の業務遂行すること。

10 業務遂行時間等

業務遂行時間および人員は次のとおりとする。但し、発注者から要請があった場合は変更可能なものとし、この場合において受注者は発注者に対して、その費用を請求できるものとする。

7時より	9時まで	2名
9時より	18時まで	3名
18時より	22時30分まで	2名
22時30分より	25時まで	2名 ※毎週日曜日・月曜日を除く